

令和4年3月1日時点

令和3年度の関係府省庁の取組について
 熱中症対策行動計画に基づく令和3年度の熱中症に関する政府の取組状況

熱中症対策行動計画		熱中症対策行動計画に基づく政府の具体的取組	資料2-2 ページ
はじめに			
第1. 熱中症の現状			
第2. 目標			
第3. 重点対策			
1. 重点対象分野			
(1) 高齢者等の屋内における熱中症対策の強化	<p><具体的施策> ア. 高齢者や子ども、障害者等の「熱中症弱者」に対する熱中症対策 ○高齢者にとって伝わりやすいよう内容を取りまとめたリーフレット等の資料を作成し、様々なルートを通じて周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に特化したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【環、厚、経】 <令和3年7月2日：高齢者向けリーフレットを連名にて公表> 	P2
	<p>○高齢者や子ども、障害者等の熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守り・声かけを行うことが当たり前になる地域作り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に係る熱中症対策を含む地域の優れた取組につき、当該取組に係る費用や検証結果を示すとともに、熱中症予防対策の優れた取組事例を取りまとめ。【環】 	P3

	<p>を指し、地方公共団体の取組を支援する。</p>	<p>＜令和3年4月23日：「熱中症予防対策ガイドンス」について公表＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者への熱中症対策を推進する地方自治体をモデル自治体として選定し、地域における熱中症対策を支援。【環】 ＜令和3年3月25日：「令和3年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業の公募結果」について公表＞ ＜令和3年11月9日・10日：令和3年度「地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」中間報告会の開催＞ ・ 熱中症予防対策の推進について、孤独・孤立対策推進会議を通じて、環境省と連携。熱中症予防対策を含め、孤独・孤立対策の重点計画を令和3年12月に策定。【内官】 	<p>P3</p> <p>P4</p>
	<p>○防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線の戸別受信機をはじめとする情報伝達手段を活用した情報提供について、災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣や各種会議等を通じて地方公共団体へ周知。【消】 ＜令和4年2月末までに39団体で実施：災害情報伝達手段に関するアドバイザー会議＞ ・ 熱中症警戒アラートが発表された情報がテレビ、防災無線、SNS等の様々な情報伝達手段を通じて発信されることを普及啓発リーフレットを通じて、自治体で周知。【環】 	<p>P5</p> <p>P6</p>
	<p>○地方公共団体の見守り活動、ゴミ出し支援等の行政サービスや、地域の事業者とも連携した、熱中症弱者への見守り・声がけ活動を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症対策を推進する地方自治体をモデル自治体として選定し、地域における熱中症対策を支援。【環】【再掲】 ＜令和3年3月25日：「令和3年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業の公募結果」について公表＞ ＜令和3年11月9日・10日：令和3年度「地方公共団体における効果的な熱 	<p>P3</p>

		<p>中症予防対策の推進に係るモデル事業」中間報告会の開催＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防対策の推進について、孤独・孤立対策推進会議を通じて、環境省と連携。熱中症予防対策を含め、孤独・孤立対策の重点計画を令和3年12月に策定。【内官】【再掲】 	P4
	○障害の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを周知する。	<ul style="list-style-type: none"> 障害の特性（※）に応じた熱中症対策をまとめた障害者向けの熱中症予防リーフレットを活用した周知。【厚】 （※）手足・体幹に障害のある方、視覚障害のある方、知的・発達障害の方、夏場の外出（暑さ）に慣れていない方、介助者や周囲の方へのお願い 	P7
	<p>イ. ワンボイスでの普及啓発及び情報伝達による熱中症対策</p> <p>○熱中症についての関係府省庁がもつ基礎的な知識や予防法等をまとめた、国民向けの統一的なマニュアルやポスター・リーフレット等の予防啓発コンテンツの作成・配布を行い、各省庁の様々なルートやツール等を活用して情報提供することで、ワンボイスでの熱中症予防に対する注意喚起を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政府において統一したワンボイスでの熱中症に対する注意喚起として、関係府省庁の統一的なリーフレットの作成、関係府省庁のルートを活用した周知。【関係府省庁】 ＜令和3年7月2日：リーフレットを連名にて公表＞ 	P6
	○政府一体となった熱中症関連情報の提供に向けて、関係府省庁の熱中症関連の取組を体系的に紹介するポータルサイトを作成する。	<ul style="list-style-type: none"> 環境省熱中症予防情報サイトで関係府省庁の熱中症関連の取組を紹介。【環】 ＜令和3年の熱中症予防情報サイトアクセス件数：約4,400万件＞ 	P8

	○人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように助けるナッジの活用を含めた啓発方法等を検討し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防行動の促進につき、ナッジの効果を検証するための実証を令和3年夏に実施し、効果的な啓発方法の検討を実施。【環】 	P9
(2) 管理者がいる場等における熱中症対策の促進	ア. 学校現場における熱中症対策 ○学校等の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるガイドライン作成のための手引きを作成し、普及する。	<ul style="list-style-type: none"> 学校等の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるガイドライン作成のための手引きを作成し、全国の教育委員会へ周知。【文・環】 <令和3年5月28日:「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の公表> <令和3年6月9日:「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について(依頼)の発出> <令和4年2月3日:「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について(依頼)の発出> 	P10
	○学校現場において、熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料等の普及を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症事故の防止について適切に対応することを全国の教育委員会へ依頼。【文】 <令和3年4月30日:「熱中症事故の防止について(依頼)」の発出> 体育授業等における運動時のマスク着用のリスクについて、全国の教育委員会へ改めて通知。【ス】 <令和3年5月28日:新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について> 	P11 P12
	○学校安全ポータルサイトや教職員、教育委員会関係者が登録している文科省メールマガジンにて注意喚起する。	<ul style="list-style-type: none"> 学校安全ポータルサイトや教職員、教育委員会関係者が登録している文科省メールマガジンにて注意喚起。【文】 	P11

	<p>○公立学校施設について、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援する。また、夏の日差しを遮る、風通しを良くするなど校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校施設について、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援。【文】 <令和2年9月時点の公立小中学校等の普通教室への空調設備設置率：93.0%> 夏の日差しを遮る、風通しを良くするなど校舎づくりの工夫や留意点について、学校施設整備指針や事例集等を通じて周知。【文】 	<p>P13</p> <p>P13</p>
	<p>イ. 職場における熱中症対策</p> <p>○職場における熱中症の予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に周知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施する。</p> <p>○事業者の管理下での労働衛生管理に加え、令和3年は暑さ指数(WBGT)値の現場での実測に重点を置き、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を推進する。</p> <p>○職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防の知見や現場での取組、労働衛生教育を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職場における熱中症の予防に関し、最新の知見を踏まえて内容を見直した上で、事業者の実施すべき事項等を取りまとめ、業界団体等に通知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施。【厚】 職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をリーフレット等にとまとめ、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日から9月30日)を通じて、事業者や労働者に対し通知。【厚】 職場における熱中症予防対策をまとめたポータルサイトの整備を行い、熱中症予防対策の啓発を図るとともに、場所を問わずアクセスして学べるeラーニングコンテンツを拡充。【厚】 	<p>P14</p> <p>P14</p> <p>P15</p>
	<p>ウ. 農業現場における熱中症対策</p> <p>○農作業中の熱中症事故防止に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農作業が本格化するGWの前と熱中症が急増する7月を前に、熱中症対策の徹 	<p>P16</p>

	<p>向けて、春の農繁期や熱中症予防強化キャンペーン期間を中心に、農業者や農業法人等に対して、都道府県、関係団体を通じて注意喚起や予防法を周知する。</p> <p>○農林水産省が運営する「MAFFアプリ」を活用し、熱中症警戒アラートの発信情報を農業者等に対して、プッシュ式で提供する。</p> <p>○メールマガジンやFacebook等様々なコンテンツを活用し、農家に対して直接、熱中症リスクに応じた注意喚起情報等をきめ細かく提供する。</p>	<p>底を呼びかける事務連絡を都道府県等に発出。また、気温が急上昇した梅雨明け後などに、Twitter等のコンテンツを通じて、農業者や農業法人に対してピンポイントで注意喚起。【農】</p> <p><令和3年4月26日：(事務連絡) 農作業中の熱中症対策について>等</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が運営する「MAFFアプリ」に「熱中症警戒アラート」の通知機能を追加するとともに、熱中症警戒アラート発出時の適切な対応を周知。【農】 <p><令和3年5月20日：(プレスリリース) MAFFアプリにおける「熱中症警戒アラート」の通知機能の追加について></p>	P17
	<p>エ. スポーツ施設における熱中症対策</p> <p>○スポーツ活動中の熱中症事故防止に関して、地方公共団体やスポーツ関係団体等に向けて周知を図るとともに、各協議会、研修等で注意喚起を実施する。</p> <p>○SNS等を通して、スポーツ活動中の熱中症事故防止に関して注意喚起を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務連絡にて、関連するガイドブック名やホームページURLを掲載し、熱中症事故防止のため適切な措置を講ずるよう、都道府県・指定都市スポーツ施設主管課へ周知。【ス】 <p><令和3年5月14日：事務連絡「熱中症事故の防止について(依頼)」を発出></p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症リスクの高い時期に合わせ、SNSを利用し、熱中症の注意喚起を実施。【ス】 	P18 P18

	<p>オ. イベント時の熱中症対策 ○夏季に人が多く集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を地方公共団体や教育委員会等へ広く配布するとともに、ホームページ上で公開し、イベント主催者の活用を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季にイベントを開催する主催者等のための熱中症対策に関する「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」策定。【環】 <平成30年3月：ガイドライン策定、平成31年3月及び令和2年3月：ガイドライン改訂> 	<p>P19</p>
	<p>カ. 災害時の避難所での被災者・支援者における熱中症対策 ○災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症に関する課題を収集・分析・評価し、効果的な対策手法について検討し、対応マニュアル等の作成やリーフレット等での普及啓発等を行う。 ○災害発生前及び災害発生時に、事務連絡を発すること等により、熱中症予防の周知を関係機関に依頼する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【環・内・消・厚】 <令和3年3月：リーフレット公表> <令和3年6月23日：自治体へ周知依頼の事務連絡を発出> 【環・内・消・厚・気】 ・ 災害が発生した場合に事務連絡を発出すること等により、関係する地方自治体等に熱中症予防の周知を依頼。【厚】 ・ 令和3年7～9月に大雨・台風に被災した地域に対して、被災住民等の熱中症対策について周知を依頼する事務連絡をそれぞれの被災県に発出。【環】 ・ 災害救助法が適用された都道府県に、避難所の生活環境の整備等について通知を発出し、熱中症対策に関するリーフレットを周知。【内】 	<p>P20</p> <p>P20</p> <p>P21</p> <p>P21</p>

<p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立</p>	<p><具体的施策> 新型コロナウイルス感染症を想定した『新しい生活様式』における熱中症予防の周知</p>		
	<p>○マスクの着用と熱中症の関係を含む『新しい生活様式』における熱中症予防行動について、リーフレットを作成し、ホームページ等を通じて周知する。特に令和3年度については、これまでに得られた新しい知見を随時盛り込みつつ、適切なマスク着用方法を推進するなど、普及啓発をさらに強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症を想定した『新しい生活様式』における熱中症予防に関するリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【環・厚】 <令和2年6月：リーフレット公表、令和3年6月：リーフレット改訂> <令和3年6月25日：自治体へ周知依頼の事務連絡を発出> ・ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場における熱中症対策について、留意点をまとめた事務連絡を関係府省庁のルートを活用した周知。【環・厚】 <令和3年6月14日：自治体へ周知依頼の事務連絡を発出> ・ 厚生労働省ホームページに「新しい生活様式」と熱中症予防に関するQ&Aを掲載。(～令和3年10月末まで。来年度再度掲載予定。)【厚】 ・ 熱中症リスクの高い時期に合わせ、SNS を利用し、熱中症の注意喚起を実施。 【ス】【再掲】 ・ 体育授業等における運動時のマスク着用のリスクについて、全国の教育委員会へ改めて通知。【ス】【再掲】 <令和3年5月28日：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について> 	<p>P22</p> <p>P22</p> <p>P23</p> <p>P18</p> <p>P12</p>

	<p>○学校生活・スポーツ時における新型コロナウイルス感染症の感染予防と熱中症予防について、関係機関の協力も得ながら、周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症事故の防止について適切に対応することを全国の教育委員会へ依頼。 【文】【再掲】 ＜令和3年4月30日：「熱中症事故の防止について（依頼）」の発出＞ ・ 事務連絡にて、関連するガイドブック名やホームページURLを掲載し、熱中症事故防止のため適切な措置を講ずるよう、都道府県・指定都市スポーツ施設主管課、日本スポーツ協会等へ周知。【ス】【再掲】 ＜事務連絡「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和3年5月14日付）＞ ・ 熱中症リスクの高い時期に合わせ、SNS を利用し、熱中症の注意喚起を実施。 【ス】【再掲】 ・ 学校等の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるガイドライン作成のための手引きを作成し、全国の教育委員会へ周知。【文・環】【再掲】 ＜令和3年5月28日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の公表＞ ＜令和3年6月9日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）の発出＞ ＜令和4年2月3日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）の発出＞ 	<p>P11</p> <p>P18</p> <p>P18</p> <p>P10</p>
	<p>○新型コロナウイルス感染症予防策と熱中症の関係について、『新しい生活様式』に即した熱中症のリスクの評価や、診断・予防・治療法確立のための研究調査分析を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症対策における新たな課題への対応の検討等に係るWG開催。【環】 （第1回：令和3年7月9日、第2回：令和3年11月29日） 	<p>P24</p>

<p>(4) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における熱中症対策の促進</p>	<p>＜具体的施策＞ ア. 東京大会に向けた熱中症等関連情報の発信等 ○障害者の特性に応じた啓発資料や、多言語のリーフレット、うちわ等の啓発資料を、ホームページ等により情報発信する。 ○東京大会の主要競技会場周辺17地区の暑熱環境を調査、公表するとともに、組織委員会を含む関係機関に提供する。また、全競技会場周辺の暑さ指数(WBGT)の実況値、当日から翌々日までの予測値を、多言語(4か国語)でホームページを通じて発信する。 ○競技会場やラストワンマイル等における暑さ対策について、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図るため、リーフレットやホームページ等での周知を通じた適切なマスク着用の推進、選手村総合診療所発熱外来の設置等、組織委員会や東京都等と連携して実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場ごとの気象情報等を日英2言語で表示するポータルサイトを運営。【気】 ・ 全競技会場(43会場)の周辺と一部の会場内における暑さ指数(WBGT)を提供し、スタッフ等への熱中症予防行動の啓発などに活用。【環】 ・ 訪日外国人等に対して、熱中症予防に関する普及啓発リーフレット(日・英・中・韓)のホームページへの公表やうちわ(日・英)の会場やその周辺等での配布。【環】 ・ 新型コロナウイルス感染症を想定した『新しい生活様式』における熱中症予防に関するリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【環・厚】 <令和2年6月:リーフレット公表、令和3年6月:リーフレット改訂> <令和3年6月25日:自治体へ周知依頼の事務連絡を发出>【再掲】 	<p>P25</p> <p>P26</p> <p>P26</p> <p>P22</p>
	<p>イ. 外国人向けの熱中症対策 ○ホームページ等を通じて、熱中症の予防・対処方法、外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を多言語により発信する。 ○災害時情報提供アプリ「Safety tips」(15言語)にお</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災気象情報に関する多言語辞書(15言語)に熱中症警戒アラートに関する用語を追加。【気】 ・ 外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」の「熱中症情報」について、分かりやすいサイト構成・説明文に見直し。【観】 	<p>P25</p> <p>P27</p>

	<p>いて、熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する。</p> <p>○熱中症の予防対策や応急手当等を記載した訪日外国人等のための救急車利用ガイド（16 か国語）を、消防庁ホームページ等を通じて情報発信する。また、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」（15 言語）を、全国の消防本部へ導入することを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症警戒アラートの全国展開に対応したプッシュ通知機能に見直し。【観】 ・ オリパラ推進本部事務局及び組織委員会と連携し、オリパラ関係者向けに「Safety tips」のポスターを掲出し、周知を強化。【観】 ・ 訪日外国人等に対して、熱中症予防に関する普及啓発リーフレット（日・英・中・韓）のホームページへの公表やうちわ（日・英）の会場やその周辺での配布。【環】【再掲】 ・ 「訪日外国人のための救急車利用ガイド」（16 言語）等を、ホームページに掲載中。【消】 ・ 熱中症に関する普及啓発リーフレットを多言語で作成し、ホームページにて周知。（日本語の他 14 カ国語）【厚】 	<p>P27</p> <p>P27</p> <p>P26</p> <p>P28</p> <p>P28</p>
<p>第3. 重点対策 2. 連携の強化</p>			
<p>(1) 地域における連携強化</p>	<p>ア. 地域での「熱中症警戒アラート」等を活用した対策の推進</p> <p>○3. イの熱中症警戒アラート等を有効に活用し、地方公共団体から地域住民への適時・的確な情報の発信と伝達等により、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる。また、そのための</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地の气象台において、自治体等関係機関への説明会などの機会を捉え熱中症警戒アラートに関する周知・啓発を実施。【気】 ・ 熱中症対策を推進する地方自治体をモデル自治体として選定し、地域における熱中症対策を支援。【環】【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <令和3年3月25日：「令和3年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業の公募結果」について公表> <令和3年11月9日・10日：令和3年度「地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」中間報告会の開催> 	<p>P29</p> <p>P3</p>

	<p>地方公共団体向け説明会等を実施する。</p> <p>○全国の地方公共団体における熱中症対策の包括的・体系的な整理及びその実行を後押しするとともに、その取組状況を把握・検証し、全国的な熱中症対策の底上げを図る。</p>		
	<p>イ. 地域の団体や民間企業と連携した見守り・声かけ等の取組の推進</p> <p>○地方公共団体内部における関係部局の連携や、地域における各種団体や民間企業との連携した対応を行える体制・場（プラットフォーム）の整備を促す。</p> <p>○高齢者、障害者、子ども等の熱中症弱者に対する地域の団体や民間企業と連携した声かけや見守りなどの取組を推進する。</p> <p>○打ち水等をはじめとした熱中症対策に関する地域のイベント等を活用して見守り・声かけがしやすい地域づくりを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の団体や民間企業と連携した高齢者等の熱中症弱者への見守り・声かけ等の取組を含む優れた取組につき、当該取組に係る費用や検証結果を示すとともに、熱中症予防対策の優れた取組事例の取りまとめ。【環】 <令和3年4月23日：「熱中症予防対策ガイドンス」について公表> ・ 熱中症対策を推進する地方自治体をモデル自治体として選定し、地域における熱中症対策を支援。【環】【再掲】 <令和3年3月25日：「令和3年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業の公募結果」について公表> <令和3年11月9日・10日：令和3年度「地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」中間報告会の開催> 	<p>P3</p> <p>P3</p>
	<p>ウ. 地域における取組の先行優良事例の普及拡大</p> <p>○地域の総合的な熱中症対策の推進を後押し、それらの先行優良事例の知見やノウハウの蓄積・共有などの支援を行い、ロー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部から提供いただいた熱中症予防啓発の取組事例を「熱中症予防啓発取組事例集」として取りまとめ、公表。【消】 	<p>P3</p>

	<p>ルモデルを形成する。</p> <p>○各々の地域の実情や社会の仕組みに対応した、創意工夫に富んだ多様な熱中症対策を後押しするために、熱中症予防対策ガイダンスを取りまとめ、広く提供する。</p> <p>○「熱中症対策シンポジウム」等の研修会、講習会を地方公共団体等に向けて実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における効果的な熱中症対策を推進する地方自治体をモデル自治体として選定し、地域への熱中症対策への支援【環】【再掲】 <令和3年3月25日：「令和3年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業の公募結果」について公表> <令和3年11月9日・10日：令和3年度「地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」中間報告会の開催> ・ 地域における優れた熱中症対策の取組につき、当該取組に係る費用や検証結果を示すとともに、熱中症予防対策の優れた取組事例を取りまとめ。【環】 <令和3年4月23日：「熱中症予防対策ガイダンス」について公表>【再掲】 ・ 自治体の担当職員や一般の方を対象にしたシンポジウムをオンライン開催（参加者数は600人以上）。（令和3年6月23日）【環】 	<p>P3</p> <p>P3</p> <p>P30</p>
	<p>エ. 救急業務・医療現場における熱中症対策の支援</p> <p>○熱中症傷病者に対する適切な対応が行われるよう、各地の消防本部に対して助言等を行う。</p> <p>○熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページを通じて周知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本格的な熱中症シーズンに向け、各地域の消防職団員においても熱中症予防対策の強化を図るよう通知を発出。【消】 <令和3年5月20日：消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について> ・ 都道府県を通じ、全国の消防本部に対して、積極的に熱中症の予防啓発を実施するよう求める事務連絡を発出。【消】 <熱中症予防対策の強化について（周知）> ・ 熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページに掲載して周知。【厚】 	<p>P31</p> <p>P31</p> <p>P32</p>
	<p>オ. 地域の民間建築物の敷地や公共施設等の緑化、日よけ等の整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市緑化の推進を図るため、都市緑地法運用指針を改正し、地方公共団体へ通知。【国】 	<p>P33</p>

	○民間建築物の敷地や公共施設等の緑化、公共施設等における日よけ等の整備を推進する。	・ 官庁施設の整備にあたり、構内緑化等を実施。【国】	P33
(2) 産業界との連携強化	○3. アの熱中症予防強化キャンペーン等を実施し、その際、業界団体等へ熱中症予防についての普及啓発、商品開発等に対するさらなる協力を依頼する。	・ 熱中症対策についての関係府省庁の取組を紹介したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【関係府省庁】 ＜令和3年7月2日：リーフレットを連名にて公表＞	P6
	○適切な熱中症予防行動に繋がる情報を示す暑さ指数(WBGT)計の利用を促進するため、認知度向上を図る。	・ 熱中症予防情報サイト上での熱中症警戒アラートや暑さ指数(WBGT)の情報を提供。【環】 ・ メール配信サービスやSNSアカウント、大型ビジョン等を活用した熱中症警戒アラートや暑さ指数(WBGT)の情報提供。【環】	P8 P34
	○特に高齢者を対象とした、熱中症予防に資する家庭用機器の普及を促進する。	・ 高齢者に特化したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【環、厚、経】 ＜令和3年7月2日：高齢者向けリーフレットを連名にて公表＞【再掲】	P2
	○「健康のため水を飲もう」推進運動の支援を実施し、推進委員会の活動について厚生労働省ホームページを通じて情報発信する。	・ 「健康のため水を飲もう」推進委員会(※)作成の令和3年度ポスターの情報を厚生労働省ホームページで発信。【厚】 (※)2007年に発足した民間の団体で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。	P35

	○熱中症対策の取組に積極的な民間企業を募り、地方公共団体や地方の団体とのマッチングの場を設定するなど連携を促進し、熱中症関連ビジネスの推進につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猛暑対策展において、熱中症警戒アラート、暑さ指数（WBGT）の活用方法について講演を実施。併せて、熱中症対策関連ビジネスに資する気象情報の利活用を促進するため講演を実施（令和3年6月25日）。【環、気】 	P36
	○民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日傘レンタルサービス提供企業等の協力により、熱中症警戒アラートが発表された際に日傘（晴雨兼用傘）を無料で利用出来るサービスを運用する形で官民において連携。【環】 	P36
	○エアコンについては、IoTを活用した製品や操作が簡単なリモコンが市販されていることを踏まえつつ、シーズン前の早期の点検や試運転、適切な室温管理などの使用方法、の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や民間企業にも積極的な広報活動を依頼する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏本番前のエアコンの早期点検や試運転の呼びかけについて、ポスターを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【経・環】 ＜令和3年4月：ポスター公表＞ ・ 産業団体や民間企業と連携し、シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の取組を推進。【経】 	P37 P37
第3. 重点対策 3. 広報及び情報発信の強化			
	ア. 熱中症予防強化キャンペーンの実施 ○これまでの熱中症予防強化月間に変えて、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梅雨明けの時期に適切な熱中症予防行動を取っていただくよう、環境省と気象庁において共同記者会見を開催（令和3年6月25日）。【環、気】 ・ 全国的に梅雨が明けたタイミングで、熱中症予防対策を呼び掛ける報道発表を 	P30 P30

	<p>ンペーン」を4月～9月の期間で実施し、これまでの網羅的な普及啓発ではなく、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。期間内では、大まかに次のようなテーマ設定を行う。</p> <p>4月～6月 暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ</p> <p>7月 梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起</p> <p>8月 全般的な熱中症対策を呼びかけ</p> <p>9月 残暑や災害時における熱中症の注意喚起</p> <p>○具体的には、国民、学校や職場等の各管理者、地方公共団体、業界団体、企業等に対して、関係府省庁が従来の個別の取組から連携を強化し、高齢者等のいわゆる熱中症弱者を主な対象として、熱中症警戒アラート発表時の予防行動を重点的に、共通事項についてはワンボイスで、各種のガイドライン、リーフレット等による普及啓発や、ホームページ、SNS、アプリ、通知等による注意喚起、イベントの開催</p>	<p>実施（令和3年7月19日）。【気】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁ホームページ等を通じて予防啓発コンテンツ（ポスター、ビデオ、イラスト、音声メッセージ、リーフレット、Twitter）を継続的に提供。【消】 ・ 熱中症警戒アラート発表時の熱中症予防行動を取りまとめたリーフレット・ポスターを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知、地方自治体等への配布。（令和3年3月）【環・気】 ・ 熱中症警戒アラートの全国での運用（令和3年4月28日～10月27日）。【環、気】 <アラート発表日数合計：75日> ・ 熱中症予防情報サイト上での熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報を提供。【環】【再掲】 ・ メール配信サービスやSNSアカウント、大型ビジョン等を活用した熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報提供。【環】【再掲】 ・ 夏本番前のエアコンの早期点検や試運転の呼びかけについて、ポスターを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【経・環】【再掲】 <令和3年4月：ポスター公表> ・ アメダスの気温の観測データ、推計気象分布（最新の気温等の分布）などの観測情報を提供。【気】 ・ 熱中症警戒アラートのほか、2週間気温予報、高温に関する早期天候情報、天気分布予報（気温、最高・最低気温）などの予測情報を提供。【気】 	<p>P38</p> <p>P39</p> <p>P30</p> <p>P8</p> <p>P34</p> <p>P37</p> <p>P29</p> <p>P29</p>
--	--	---	--

	<p>等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるガイドライン作成のための手引きを作成し、全国の教育委員会へ周知。【文・環】【再掲】 <令和3年5月28日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の公表> <令和3年6月9日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）の発出> <令和4年2月3日：「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）の発出> ・ 政府広報（テレビ、インターネット、SNS、雑誌等）において、熱中症予防対策や熱中症警戒アラート全国展開についての情報を周知。（令和3年4月～7月）【環】 ・ 自治体の担当職員や一般の方を対象にしたシンポジウムをオンライン開催（参加者数は600人以上）。（令和3年6月25日）【環】【再掲】 ・ 都市部のヒートアイランド現象などの長期変化傾向を把握するための基礎資料について2020年までの観測データで更新・提供（令和3年6月30日）。【気】 ・ 気象庁Twitterで熱中症への警戒を呼び掛け（令和3年7月15日、7月16日、7月19日、7月29日）。【気】 ・ 日傘レンタルサービス提供企業等の協力により、熱中症警戒アラートが発表された際に日傘（晴雨兼用傘）を無料で利用出来るサービスを運用する形で官民において連携。【環】【再掲】 ・ 災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【環・内・消・厚】 	<p>P10</p> <p>P40</p> <p>P30</p> <p>P41</p> <p>P42</p> <p>P36</p> <p>P20</p>
--	--------------	--	--

		<p><令和3年3月：リーフレット公表> <令和3年6月23日：自治体へ周知依頼の事務連絡を発出> 【環・内・消・厚・気】【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に特化したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【環・厚・経】【再掲】 <令和3年7月2日：高齢者向けリーフレットを連名にて公表> ・ 熱中症対策についての関係府省庁の取組を紹介したリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、関係府省庁のルートを活用した周知。【関係府省庁】【再掲】 <令和3年7月2日：リーフレットを連名にて公表> ・ 全競技会場（43会場）の周辺と一部の会場内における暑さ指数（WBGT）を提供し、スタッフ等への熱中症予防行動の啓発などに活用。【環】【再掲】 ・ 令和3年7～9月に大雨・台風に被災した地域に対して、被災住民等の熱中症対策について周知を依頼する事務連絡をそれぞれの被災県に発出。【環】【再掲】 	<p>P2</p> <p>P6</p> <p>P26</p> <p>P21</p>
	<p>イ. 熱中症警戒アラートの全国展開 ○令和2年夏に関東甲信地方で試行実施した「熱中症警戒アラート」を令和3年度から全国展開し、熱中症の危険性が極めて高いと予測される日について、国民の暑さへの「気づき」を呼びかけ国民の熱中症予防行動を効果的に促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症警戒アラートの全国での運用（令和3年4月28日～10月27日）。【環、気】【再掲】 <アラート発表日数合計：75日> 	<p>P30</p>

	<p>○環境省熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、農林水産省 MAFF アプリ、観光庁監修 Safety tips、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映等の様々な各種ルート、ツールを通じて、熱中症警戒アラート等の情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者等に対して「熱中症警戒アラート」の情報を提供するため、農林水産省が運営する「MAFF アプリ」に「熱中症警戒アラート」の通知機能を追加するとともに、熱中症警戒アラート発出時の適切な対応を周知。【農】【再掲】 <令和3年5月20日：(プレスリリース) MAFF アプリにおける「熱中症警戒アラート」の通知機能の追加について> ・ 外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」の「熱中症情報」について、分かりやすいサイト構成・説明文に見直し。【観】【再掲】 ・ 熱中症警戒アラートの全国展開に対応したプッシュ通知機能に見直し。【観】【再掲】 ・ オリパラ推進本部事務局及び組織委員会と連携し、オリパラ関係者向けに「Safety tips」のポスターを掲出し、周知を強化。【観】【再掲】 ・ 熱中症予防情報サイト上での熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報を提供。【環】【再掲】 ・ メール配信サービスや SNS アカウント、大型ビジョン等を活用した熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報提供。【環】【再掲】 	<p>P17</p> <p>P27</p> <p>P27</p> <p>P27</p> <p>P8</p> <p>P34</p>
	<p>ウ. 暑さ指数（WBGT）及び気温の観測・予測情報等の提供</p> <p>○全国 840 地点の暑さ指数（WBGT）を算出し、「環境省熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日～翌々日の予測値を公開する。また、暑さ指数（WBGT）の予測値等のメール配信サービスや、CSV 形式による暑</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症予防情報サイト上での熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報を提供。【環】【再掲】 ・ メール配信サービスや SNS アカウント、大型ビジョン等を活用した熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）の情報提供。【環】【再掲】 	<p>P8</p> <p>P34</p>

	<p>さ指数（WBGT）数値データの提供、アスファルト舗装の上等の実生活の場や地面との距離に近い子どもや車いす利用者を想定した暑さ指数（WBGT）参考値の提供など、地方公共団体による住民への熱中症予防情報提供の元となる情報を、ホームページ等を通じて発信する。</p>		
	<p>○高温に関する早期天候情報等、時間を追って段階的に発表する熱中症対策向けの気象情報を通じて注意喚起を実施するとともに、気温の観測データ等を逐次提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アメダスの気温の観測データ、推計気象分布（最新の気温等の分布）などの観測情報を提供。【気】【再掲】 ・ 熱中症警戒アラートのほか、2週間気温予報、高温に関する早期天候情報、天気分布予報（気温、最高・最低気温）などの予測情報を提供。【気】【再掲】 ・ 都市部のヒートアイランド現象などの長期変化傾向を把握するための基礎資料について2020年までの観測データで更新・提供（令和3年6月30日）。【気】 	<p>P29</p> <p>P29</p> <p>P41</p>
<p>第4. 基盤となる取組 1. 熱中症発生状況等に係る正確な実態把握・情報提供</p>			
	<p>○夏期における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果をホームページ上で公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏期における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果について、1週間毎に速報値を公表するとともに、月毎の確定値等をホームページ上で情報提供（今期は4月26日の週から10月3日まで実施）。【消】 ＜令和3年の熱中症による救急搬送人員数：47,877人＞ 	<p>P43</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症警戒アラートの活用状況等のアンケート調査を実施（令和3年9月下旬～11月中旬）。 -一般向け、自治体向け【環・気】 -教育委員会向け【環・気・文】 -高齢者・障害者施設団体向け【環・気・厚】 -農業団体向け【環・気・農】 -建設業団体向け【環・気・国】 ・ 東京都監察医務院、大阪府監察医事務所のデータを活用して、より早期に熱中症死亡者の状況を公表し、また、エアコンの設置・稼働状況といった熱中症死亡者の背景事情の実態を把握する。【環】 <令和3年の東京都23区の死亡者数：39人、大阪市の死亡者数：34人> 	P44 P47 P48
	○人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し公表。【厚】 <令和3年の熱中症による死亡者数：701人 > 注：令和3年の死亡者数は6～9月の概数である。 	P49
	○学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校管理下における熱中症事故件数について独立行政法人日本スポーツ振興センターより提供を受け、事故件数の減少に向けて通知等で周知。【文】 	P50
	○職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、公表する。 ○農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況を調査し、公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近10年間の職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ公表。【厚】 <令和3年の熱中症による死傷者数：547人（速報値） > ・ 厚生労働省の「人口動態調査」の調査票情報を用いて、農林水産省において農作業死亡事故を熱中症を含めた要因別等に整理して公表。【農】 	P51 P52

		<令和2年の農作業中の熱中症による死亡事故数：32人>	
第4. 基盤となる取組			
2. 調査研究等の推進			
	○国内の気候変動の影響評価において、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見の情報収集・整理を実施する。	・ 次期気候変動影響評価報告書の作成に向けて、気候変動と暑熱等に関する科学的知見の収集・整理方針を検討。【環】	P53
	○熱中症の発生機序や原因に関する科学的知見（エビデンス）の集積や研究、分析を行う。	・ 「新しい生活様式」に即した環境要因の変化（室内換気に伴う温度・湿度の変化やマスクの着用等）による熱中症発症への影響についての研究。【厚】	P23
	○熱中症による死亡者数をより早期に公表できるような取組を検討する。	・ 東京都監察医務院、大阪府監察医事務所のデータを活用して、より早期に熱中症死亡者の状況を公表し、また、エアコンの設置・稼働状況といった熱中症死亡者の背景事情の実態を把握する。【環】【再掲】 <令和3年の東京都23区の死亡者数：39人、大阪市の死亡者数：34人>	P48
	○死亡者が発生した際のエアコンの設置・稼働状況といった自宅の状況等の背景事情の実態を把握する。	・ 東京都監察医務院、大阪府監察医事務所のデータを活用して、より早期に熱中症死亡者の状況を公表し、また、エアコンの設置・稼働状況といった熱中症死亡者の背景事情の実態を把握する。【環】【再掲】 <令和3年の東京都23区の死亡者数：39人、大阪市の死亡者数：34人>	P48
第5. 推進体制及び行動計画の見直し			
1. 推進体制			
2. 行動計画の見直し			
		・ これまで関係省庁局長級の会議であった熱中症関係省庁連絡会議を令和3年3	P54

		<p>月 25 日に環境大臣を議長とする「熱中症対策推進会議」に改め、同日、同会議にて「熱中症対策行動計画」を策定し、関係府省庁の緊密な連携の下、総合的かつ計画的な熱中症対策の推進を図る。【関係府省庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策推進会議の開催（令和 3 年 7 月 2 日）、熱中症対策推進会議幹事会の開催（令和 3 年 11 月 25 日）【関係府省庁】 	P54
--	--	---	-----

※府省庁名の凡例

内官：内閣官房	内：内閣府（防災担当）	消：消防庁	文：文部科学省	ス：スポーツ庁	厚：厚生労働省
農：農林水産省	経：経済産業省	国：国土交通省	観：観光庁	気：気象庁	環：環境省